(別記様式第1 交付申請書)

番 号 年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

地方大学・地域産業創生交付金交付申請書

地方大学・地域産業創生交付金に係る事業を実施したいので、交付金を交付されたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

- 1 事業の目的 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及 び就業の促進を図ること
- 2 交付申請金額

交 付 申 請 金 額 (千円)			
予算科目における予算科目における地方大学・地域産業創生交付金地方創生推進交付金		合計	

3 交付対象事業の開始(予定)日

平成 年 月 日

4 交付対象事業の完了予定日

平成 年 月 日

注) 地方大学・地域産業創生交付金の実施計画を添付すること。

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣 印

地方大学・地域産業創生交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった地方大学・地域産業創生交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 事業の目的 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及 び就業の促進を図ること
- 2 交付金額

	交 付	金	額	(千円)	
予算科目における 地方大学・地域産業創生交付金		算科目に 創生推			合計

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

地方大学·地域産業創生交付金交付決定前着手申請書

下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので提出します。

記
2 事業実施主体
3 総事業費・総交付額 (単位:千円)
4 採択日から交付決定までの期間に着手したい事業(事業名・事業費・交付額) (単位:千円)
5 着手予定年月日・完了予定年月日
6 採択日から交付決定までの期間に事業着手を必要とする理由

別記条件

- 1 当該交付申請者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で当該事業に着手するものとする。
- 2 当該事業について、交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間においては、計画 変更は行わないこと。
- 4 交付額については、予算科目における地方大学・地域産業創生交付金、地方創生推進 交付金及びその合計額を記載すること。

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣 印

地方大学·地域産業創生交付金交付決定前着手承認通知書

平成 年 月 日付 第 号の申請について、交付金交付決定前に事前 着手することを承認したので通知する。

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

地方大学・地域産業創生交付金申請取下書

平成 年 月 日付 第 号で交付の申請を行った地方大学・地域産業創生交付金の実施について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

平成 年 月 日

2 申請を取り下げる事由

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

地方大学・地域産業創生交付金変更交付申請書

平成 年 月 日付 第 号により交付の決定を受けた地方大学・地域産業創生交付金について、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 交付金額 (単位:千円)

	予算科目における 地方大学・地域産業創生交付金	予算科目における 地方創生推進交付金	合計
交付金額			
変更後 交付申請額			
交付金追加 交付申請額			

- 2 変更を受けようとする理由
- 3 交付対象事業の開始(予定)日 平成 年 月 日
- 4 交付対象事業の完了予定日 平成 年 月 日
- 注)変更後の地方大学・地域産業創生交付金の実施計画を添付すること。

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣 印

地方大学・地域産業創生交付金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった地方大学・地域産業創生交付金変更交付申請書については、下記のとおり変更交付することに決定したので通知する。

記

(単位:千円)

	予算科目における 地方大学・地域産業創生交付金	予算科目における 地方創生推進交付金	合計
交付金額			
変更後 交付決定額			
交付金追加 交付決定額			

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

地方大学・地域産業創生交付金変更申請取下書

平成 年 月 日付 第 号で交付の変更申請を行った地方大学・地域産業創生交付金の実施について、その変更申請を取り下げたく、下記のとおり申請する。

記

1 変更申請を行った年月日

平成 年 月 日

2 変更申請を取り下げる事由

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

地方大学・地域産業創生交付金遂行状況報告書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定された地方大学・地域産業創生交付金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第12条の規定により、平成 年 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告する。

- 注) 別紙様式 I を添付すること。
- 注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

地方大学・地域産業創生交付金実績報告書

算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条の規定により、別紙のとおり報告する。

- 注)交付対象事業について、完了した場合には別紙様式Ⅱを、会計年度が終了した場合には 別紙様式Ⅲを添付すること。
- 注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

地方大学・地域産業創生交付金消費税等仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定された地方大学・地域産業創生交付金の交付対象事業について、地方大学・地域産業創生交付金交付要綱第14条第4項の規定により報告する。

記

(単位:円)

		予算科目における 地方大学・地域産業創生交付金	予算科目における 地方創生推進交付金	合計
1	額の確定額 (平成 年 月 日付 第 号 による額の確定通知 額)			
2	交付金の額の確定時 に減額した消費税等 仕入控除税額			
3	消費税及び地方消費 税の申告により確定 した消費税等仕入控 除税額			
4	交付金返還相当額 (3の金額から2の 金額を減じて得た額)			

注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣印

地方大学・地域産業創生交付金交付額確定通知書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定された地方大学・地域産業創生交付金の交付対象事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定により、金 円に確定したので通知する。

記

	予算科目における 地方大学・地域産業創生交付金	予算科目における 地方創生推進交付金	合計
額の確定額 (円)			

官署支出官 内閣府大臣官房会計課長 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名
印

地方大学·地域産業創生交付金精算払請求書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定された地方大学・地域産業創生交付金について、地方大学・地域産業創生交付金交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり精算払を請求する。

記

	予算科目における 地方大学・地域産業創生交付金	予算科目における 地方創生推進交付金	合計
精算払請求額(円)			

印

官署支出官 内閣府大臣官房会計課長 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

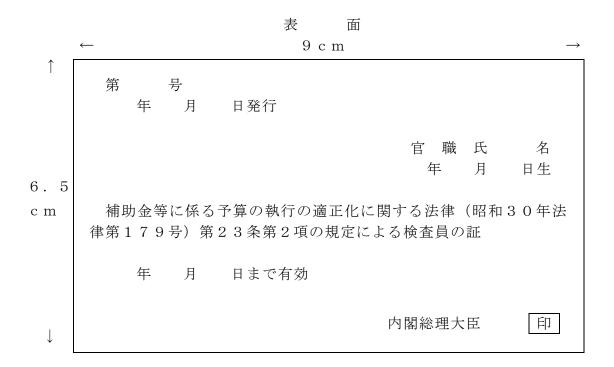
地方大学·地域産業創生交付金概算払請求書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定された地方大学・地域産業創生交付金について、地方大学・地域産業創生交付金交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり概算払を請求する。

記

	予算科目における 地方大学・地域産業創生交付金	予算科目における 地方創生推進交付金	合計
概算払請求額 (円)			

注)別紙様式IVを添付すること。



備考 用紙は厚紙白紙とする。

裏 面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律 第179号)(抄)

- 第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたもの と解してはならない。